

第25日

令和2年9月25日（金）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案6件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件、議会運営委員会から意見書案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第72号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長の給料を減額したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第73号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員に渡邊義明を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

最後に、第74号議案から第77号議案までの人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に久保山憲二、高倉保之、丸山康晴及び太田浩二を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等頂きますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、次に、意見書案第2号について、提出者代表から提案理由の説明を求めます。11番浅尾静二議員。

（11番浅尾静二君登壇）

○11番（浅尾静二君） ただいま議題となりました意見書案第2号政治空白のない行政課題解決に向けた取り組みに関する意見書について、提出者を代表して提案理由を御説明いたします。

令和2年5月25日に、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言は全面解除さ

れましたが、その後も新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加しており、朝倉市内でも感染者が確認されました。感染拡大防止対策などの影響により、市民の生命と生活が脅かされ地域経済も前例のない危機の渦中にあり、事態の收拾の見通しも立たない状態となっています。

また、平成29年7月九州北部豪雨により甚大な被害を受けた朝倉市は、まだまだ災害からの復旧・復興の途上にある中、平成29年以降、毎年豪雨災害に見舞われており、人的及び財政的にも厳しい負担を強いられる中、重ねて求められる新型コロナウイルス感染拡大への対応に苦慮しているのが実情であります。

このような状況の中、新内閣が誕生し、それに伴い、政治的な動きが盛んに報道されていますが、国におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行収束の見通しが立つまでの間は、何よりも国民の安全と安心を守り、地域経済の回復のため、直面する行政課題の解決に優先的に取り組み、専念されることを強く要請するものであります。ぜひとも御賛同賜り、御議決頂きますようお願い申し上げます。

(11番浅尾静二君降壇)

○議長（堀尾俊浩君） 次に、意見書案第3号について、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

(議会運営委員長 半田雄三君登壇)

○議会運営委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました意見書案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は続き、緊急事態宣言解除後も、再び感染者数が増加する傾向にあるなど、依然として先行きが見通せない状況にあります。

社会経済活動は、段階的に回復されつつありますが、地域経済への影響は甚大であり、地方財政は、地方税や地方交付税の大幅な減収などにより、今後、厳しい事態に陥ることが予想されます。

特に、中小企業対策として固定資産税の減税も対象とされていますが、本来、中小企業対策は国の責任において歳出予算や国税で対応すべき課題であると考えられ、地方税収の大幅な減収が予想される中、固定資産税は極めて重要な基幹税であることから、今回、緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものとしても、今後の制度の根幹に影響する見直しは容認することはできません。

よって、地域の実情に応じた行政サービスを提供するために、地方税や地方交付税等の一般財源の確保を考慮し、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に取り組まれることを強く要望するものであります。ぜひとも御賛同賜り、御議決頂きますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 半田雄三君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

第74号議案から第77号議案までの4件は関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第74号議案から第77号議案までの4件を一括議題といたします。

これより、追加議案の質疑を行います。

質疑は、申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第72号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第73号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第74号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから第77号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの4件を一括して議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号政治空白のない行政課題解決に向けた取り組みに関する意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。

意見書案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により、第73号議案から第77号議案の5件及び意見書案第2号については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前11時零分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第70号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 小島清人君登壇)

○総務文教常任委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第70号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

それでは、第70号議案財産の取得についてです。

市立小中学校児童生徒用パソコン等を取得するため、指名競争入札を執行し、落札した株式会社内田洋行九州支店から購入するに当たり、議会の議決を求められているものです。

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想の実現のため、その趣旨に基づきタブレット型パソコンを取得するもので、内訳は、小学校1年生から4年生用1,784台、中学校2年、3年生用859台です。

執行部の説明によると、取得価格は1億3,576万2,000円、落札率は85.07%とのことです。また、今回のタブレット型パソコンの取得により、令和2年第4回朝倉市議会定例会

第45号議案財産の取得についての可決により取得するタブレット型パソコンと合わせ、市立小中学校の全ての児童生徒のタブレット型パソコンを取得することとなります。

委員会では、タブレット型パソコン1台当たりの取得価格について執行部に確認したところ、前回の取得価格同様、約4万8,000円とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第71号議案公の施設の区域外設置に関する協議についてです。

うきは市の公の施設である自家用有償旅客運送うきは市バス路線及び停留所を朝倉市区域内に設置することに関し、地方自治法第244条の3第1項の規定により、朝倉市とうきは市との間で協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によると、現在うきは市では、市内中心部と周辺部を結ぶバス路線を運行していますが、現行の路線では買い物等に不便が生じたことから、バス路線をうきは市から杷木バス停まで延伸したいとの申し出が朝倉市にあったとのことでした。

協議事項としましては、朝倉市区域内に設置される停留所の位置は、杷木池田534番地2、西鉄バスの杷木バス停内です。

また、朝倉市区域内の運行路線の区間は、うきは市の「古川町駐車場」から「杷木」と、うきは市の「筑後川温泉」から「杷木」の2区間となっています。

なお、設置年月日は、運行開始予定日となりますが、令和2年10月1日となっています。

さらに、朝倉市及びうきは市の住民の利用に供され、路線等の設置及び管理運営に要する経費は、うきは市が負担することとなっています。

委員会では、うきは市バスの運行予定について確認したところ、運行日は祝日を除く月曜日から金曜日まで、1日の運行本数は、右回り路線2便、左回り路線2便の計4便、料金は一律200円ですが、障がい者や子ども等については、割引制度を設けると聞いているとのことでした。

また、執行部によると、杷木地域にある商業施設、医療機関、金融機関の利用のため、うきは市の方が徒歩・自転車等により来られている地域であり、本路線及び停留所の設置は、うきは市民の利便性の向上のみならず、朝倉市内での消費の増加につながると考えているとのことでした。

本委員会としましては、公共の路線ができることは画期的なことであり、この路線がうきは市と互いに利を得られるものとなるよう期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市職員の収賄事件の発生を受け、市長が自らの責任を明らかにするため、令和2年10月

の給料について100分の30を減額するものです。

委員会では、減額率が100分の30となった根拠を確認したところ、過去に職員を懲戒免職とした状況を鑑みた市長の判断であるとのことでした。

また、今回の事件は、朝倉市の人事上の構造的な問題もあり起きた事件との報道がなされたこともあり、その問題に手をつけてこなかった市長の責任と、今後この問題の解決策を議会にどう示していくのか確認を行いました。

執行部によると、問題の解決のため、朝倉市職員不祥事再発防止委員会を設置し、実態の把握、入札制度の在り方、職員倫理など協議しており、最終的には協議結果を議会にも報告を行うとのことでした。

さらに委員からは、朝倉市の復興は、中央官庁も含めて全国的な善意の上に成り立っており、それを大きく裏切る行為により、市の信用を大きく失墜させたことについても、市長は責任を感じるべきであるとの意見がありました。

執行部によると、全国的な善意を受けながら朝倉市が復旧・復興に取り組んでいる中で、市長も本当に申し訳ないという思いで今回の判断をされているとのことでした。

本委員会としましては、朝倉市の信用回復と復旧・復興の加速のため、市議会の「朝倉市職員の不祥事の根絶を求める決議」を重く受け止め、組織の構造的・人事的部分にメスを入れ、さらに市職員の規範意識の醸成など、不祥事の再発防止に真摯に取り組むことを強く求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第70号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第71号議案公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題とし、討論を行い

ます。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第72号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第51号議案ほか11件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第51号議案ほか11件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第51号議案令和元年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は651万9,000円です。本特別会計は、地域改善対策の一環として、同和地区の環境整備・改善を図るため、住宅改修資金・宅地取得資金・住宅新築資金等に対する貸付事業を実施していたもので、現在は償還事務のみを行っています。

令和元年度の償還額は430万4,000円、貸付残金は9,645万1,000円で、累計償還率は95%です。今後の歳入不足に備え基金積立を行っており、令和元年度末時点の基金現在高は6,397万8,000円です。

審査に当たりましては、基金積立を行っている現況に対し、どのような場合に歳入不足となり得るのかただしました。執行部によりますと、借受人及び連帯保証人の高齢化による将来的な償還額の減少がその要因となる可能性があるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべき

ものと決しました。

次に、第53号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。歳入歳出差引額は234万7,000円の歳入不足となっており、この不足分は翌年度歳入を繰上充用することで補填しています。医療費適正化の継続的な取組、収納率の向上対策と併せ、令和元年度決算時に赤字補填分として一般会計からの1億円の法定外繰入を行ったことにより、歳入不足額は昨年度までと比較し大幅に縮減されています。

少子高齢化や社会保険適用拡大の影響等により、国民健康保険の被保険者は減少傾向にあります。医療が必要となりやすい65歳以上の加入者の割合が大きいため、1人当たりの医療費は増加傾向が続いています。入院及び入院外を合わせると、生活習慣病の一つである糖尿病によるものが費用額の1位であるとのこと。

審査に当たりましては、決算時に一般会計からの法定外繰入を行っており、さらなる医療費適正化が求められることから、今後の対策についてたどりました。執行部によりますと、保険年金課では、医療費適正化のため、薬剤師会の協力を得て取り組んでいるおくなり相談バッグ運動やジェネリック医薬品の普及促進に力を入れているとのこと。

また、健康課では、特定健診及び特定保健指導受診率向上対策により、早期受診を促し、重症化予防を図ることと併せ、頻回受診者及び重複受診者への状況確認等を行っています。

さらに、医療費の中でも入院医療費の割合が高くなっていることから、朝倉医師会の協力を得て、筑前町及び東峰村とともに取り組む朝倉管内糖尿病連携会議など、重症化予防のための対策を各関係機関と協力しながら推進しているとの説明がありました。

次に、直営診療施設勘定についてです。歳入歳出差引残額は732万4,000円です。専門医師の着任に伴い、肝炎患者の受入れを始めたことで、平成30年度から診療収入が伸びており、令和元年度も同水準を確保しています。また、総合健診受診者数については、平成29年度から受入れを始めた社会保険の受診者は順調に伸びている一方、半日人間ドッグは、以前からの受診者の高齢化等に伴い50名の減少となっています。

なお、直営診療施設勘定財政調整基金の令和元年度末時点の基金現在高は2億5,232万7,000円で、施設整備や高額な医療機器の購入等に備えています。

審査に当たりましては、今後の運営上の課題についてたどりました。執行部によりますと、高額な医療機器については、令和8年度前後から次の更新時期に入る見込みとのこと。

また、現在は、施設の改修を最小限に抑えていることもあり、基金については、平成26年度を最後に取り崩しを行っていないものの、医療機器の買替えや建物の老朽化に伴う大

規模な建物の修理等が生じてきた場合に厳しい財政運営となる可能性があり、今後、財源等について検討の必要があるとのことです。

本委員会としましては、国民健康保険財政健全化への継続的な努力と成果を認めつつ、状況に甘んずることなく、引き続きさらなる医療費適正化の推進が不可欠であることを確認し、事業勘定・直営診療施設勘定ともに、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次、第54号議案令和元年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残額は2,699万1,000円です。これは主に収納閉鎖期間中に収納した保険料であり、翌年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に納めて精算する仕組みです。

現時点での滞納繰越額は約98万円と、300万円を超えて推移していた平成30年度までと比較し順調に減少してきており、滞納整理の成果が見てとれます。

審査に当たりましては、保険料の収納状況が県内でも高い水準にある理由についてたどしました。執行部によりますと、市が独自に取り組んでいる保険証交付式において、後期高齢者の新規該当者に対し、制度の説明と併せて保険料の年金引き落とし開始までの間の口座振替手続を勧奨していること及び保険料の納付が確認できず督促状発送に至る場合、未納の理由を早期に把握し、早めの対策を講じていることが高い収納率に結びついているとのことです。

本委員会としましては、保険料収納率向上の取組の成果を認め、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第55号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残額は1億1,575万1,000円です。介護保険制度において、市は要介護認定、保険給付を行い、それに要する経費の半分は公費で負担し、残りを被保険者から徴収した保険料で賄っています。執行部によりますと、まず、令和2年3月31日現在の65歳以上、いわゆる第1号被保険者数は1万8,136人で、前年同期と比較し96人増加しているとのことです。

また、令和元年度中の介護認定申請者数は、新規、変更及び更新を合わせて2,929人で、新規申請者数は前年度と比較し35人減少しています。これは、平成28年3月から総合事業を開始し、要支援・要介護状態となる前に対応していることの効果と考えられるとのことです。

第1号被保険者の認定率は、平成29年7月九州北部豪雨の影響により増加したものの、その後は減少傾向にあるとのことです。

次に、令和元年度の介護サービス給付費は、新たな介護サービスを開始したことや利用者が増加した影響により、複数の介護サービスにおいて伸びが見られ、52億3,608万2,000円で、前年度と比較し7,795万1,000円増加しています。

審査に当たりましては、給付費適正化の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の内容についてたどしました。執行部によりますと、介護サービス課、保険年金課、朝倉診療所及び健康課が連携し、国保データベースシステムを活用した高齢者の健康問題の分析結果を基に、個別指導の対象者を選定し、訪問等を行うものであるとのことです。これをハイリスクアプローチと言ひ、そのほかにも介護の通いの場への参加者のデータを分析することで、保健師等の医療専門職がその場に出向き、適切な栄養指導及び口腔指導を行うポピュレーションアプローチも併せて行うことで、健康寿命の延伸と給付費の適正化を図っていくとのことです。

本委員会としましては、介護保険事業計画に基づき、安定的な運営が行われていることを認め、住民を巻き込んだ多様なサービスや地域みんなで支え合う仕組みづくりをさらに進めていくとともに、給付費の適正化のための医療との一体的実施事業に引き続き積極的に取り組んでいく必要があることを確認し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第61号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

本件は、国民健康保険特別会計のうち、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に927万4,000円を追加し、予算の総額を3億1,402万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、まず歳入において、新型コロナウイルス感染症包括支援交付金として、国からの交付金195万円が計上されています。

次に、歳出において、朝倉診療所における発熱外来対応のためのスロープ状の出入り口の設置経費並びに仕切り用のスクリーン、消毒用アルコール及びマスクの購入経費合わせて100万円並びに国が行う新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の交付金95万円が計上されています。

委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第62号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、令和元年度決算確定による補正です。

歳入では、令和元年度の介護給付費の精算に基づく追加交付金及び決算確定に伴う繰越金が計上されています。

歳出では、令和元年度確定繰越金を受入れ、介護給付費・地域支援事業費の実績確定による国・県支出金・支払基金を精算し、返還金等を計上し、余剰分を基金に積み立てます。また、令和元年度介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う国・県及び支払基金への返還金が計上されています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第63号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

主な改正内容は、1点目に、個人番号の通知カードの廃止に伴い、再交付に関する手数料の規定を削除するものです。

2点目に、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカード再交付に係る減免適用要件を拡大するものです。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第64号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、朝倉市健康福祉館の安定的な管理運営を確保するための改正です。

健康福祉館の今後の運営については、建築保全調査、経営診断及び利用者アンケートの結果並びに館の活用検討チーム及びあり方検討委員会が出された意見を踏まえ、基本方針が策定されています。

主な改正内容は、1点目に、設置目的の見直しです。現行の市民の健康保持と福祉の増進に加え、交流人口の拡大に資する施設として位置づけます。

2点目に、ケアプールの廃止です。現在、利用者の少ないケアプールを廃止し、幅広い世代の健康づくり等、多目的に利用できるフロアに改修します。今後の展開として、指定管理者の自主事業のための活用も想定されます。

3点目に、入浴施設及び機能回復訓練室の使用料の値上げです。1回当たりの使用料を110円程度引上げ、収支改善につなげます。

4点目に、営利を目的とした貸室使用料の規定の追加です。営利を目的とした入場料を徴する者の貸室使用を可能とし、健康増進のための事業等を開催することができるようにします。料金は、朝倉市総合市民センターの例に準じ2倍とします。

審査に当たりましては、特に入浴施設及び機能回復訓練室の使用料の引上げに対し、質疑が集中しました。

まず、現在の経営状況を鑑み、一定程度の値上げの必要性は理解するが、これまで310円で入浴することができていた高齢者も対象となることに對し、引上げに踏み切らざるを得ない理由をただしました。執行部によりますと、平成16年の開館以来、市内・市外居住者の同額改定及び消費増税に伴うものを除いては、一度も使用料の引上げを行っておらず、人件費を含めた管理運営経費の増加に對應し、施設を維持していくためには、受益者負担の考え方からも引上げが必要であるとのことです。

また、本改正にはケアプールの廃止も含まれていることから、施設の利用価値が減少すると思われる上で使用料を引き上げることについての考え方もただしました。執行部によりますと、ケアプール廃止後のフロアは運動スペースとして指定管理者の自主事業等にも

利用できるようになり、若者から高齢者まで幅広い世代の健康づくりに寄与するという新たな価値が生まれるものと考えているとのこと。

さらに、使用料の規定は上限規定であることから、次年度以降指定管理者の管理に移行した際には、ほかの施設との競合等を考慮し、条例の定める額の範囲内において定めることができる旨を確認しました。

以上の質疑を踏まえ、討論においては、管理運営上使用料の引上げを選択せざるを得ない事情には一定の理解を示しながらも、寿楽荘に代わる施設として開館した健康福祉館の設置目的を鑑み、特に入浴を楽しみにしている近隣の高齢者が多いこと及び現在の経済状況等を考えても、高齢者については引上げを据え置くべきではないかとの反対討論がありました。

一方で、引上げ幅の決定に当たっては、利用者アンケートにおいて「使用料が上がっても利用する」と回答した人の許容できる値上げ幅を参考にしていることに加え、あり方検討委員会での議論を経ていることから、適正な改正であり、ケアプール廃止後のフロアについては、幅広い世代の健康増進のために活用できるものであるとする賛成討論がありました。

本委員会としましては、以上の審査経過を踏まえ、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第65号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、家庭的保育事業者等の連携施設の確保義務の緩和、連携施設の特例の創設、食事提供の特例に係る適用範囲の拡大、連携施設の確保に関する経過措置の期間延長の4点です。

本市においては、平成26年度に認可外保育所に対し家庭的保育事業等の新制度説明会を行ったものの、家庭的保育事業等への移行を希望する施設がなく、現在まで該当する事業者は存在しないとのこと。

本委員会としましては、今後、当該事業者が新規に参入した場合、安定的な保育事業を行うために必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第66号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、子ども・子育て支援法及び国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、1点目に、保育料無償化に伴う副食費の取扱いの変更です。保育料の無償化に伴い、保育料に含まれていた3歳から5歳児の副食費について、教育・保育施設が保護者から直接支払いを受けることができることとし、低所得者世帯等についてはこれを免除します。

2点目に、施設等利用給付の新設による用語の整理です。

3点目に、連携施設の確保義務の緩和です。特定地域型保育事業において、代替保育の提供及び卒園後の受入れについて、連携施設の確保が著しく困難な場合は、一定の要件を満たすと市長が認めた施設を確保することで、連携施設の確保に代えることができることとします。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第67号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、福岡県子ども医療費支給制度が令和3年4月1日から改正されることに伴う規定の整備です。

県の制度の主な改正内容は、子ども医療費の支給対象年齢を、現行では小学6年生までであるのを、改正後は中学校3年生までに上げるものです。

中学生の通院についてはこれまで助成がありませんでしたが、本改正により、県に準じ、自己負担限度額が月額1,600円となります。また、入院については、これまで市単独での助成を行っていたため、病院を受診する際の自己負担限度額は日額500円、月の上限7日までの3,500円に変更はありませんが、財源の面で県の補助を受けられるようになります。

なお、改正前は、中学生に医療証を交付しておらず、一旦窓口で負担をし、後日助成の申請手続が必要だったものが、本改正により、県内の医療機関においては、負担限度額までの精算で済むようになります。

令和2年度にシステム改修を含めた準備作業を行い、令和3年度から改正後の内容での助成が開始されます。

本委員会としましては、子育て世代の経済的負担を軽減する改正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第68号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、福岡県子ども医療費の支給に関する条例の一部改正により、子ども医療費の支給対象者が拡大されることに伴い、重度障害者医療費の支給対象者である中学生の自己負担額の上限を変更するものです。

主な改正内容は、中学生の入院に係る自己負担額の上限を引き下げるものです。

入院における自己負担日数については、先ほど御報告いたしました第67号議案の改正に

より、中学生の子ども医療制度が日額500円、月の上限7日となるのに対し、現行の重度障害者医療制度では月20日限度と、自己負担額が多くなるため、子ども医療費支給制度に合わせ、月7日を限度とするものです。

また、改正前は、重度障害者医療制度の負担限度額までを一旦窓口で負担をし、後日子ども医療費制度との差額の支給申請手続が必要だったものが、本改正により県内の医療機関においては、負担限度額までの精算で済むようになり、一時的な経済的負担の軽減が図られます。

本委員会としましては、子ども医療費の支給対象者を拡大する県の条例改正に伴う改正であり、経済的負担を軽減するものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第51号令和元年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第53号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第54号議案令和元年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第55号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第61号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第63号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第66号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第67号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第68号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第52号議案ほか5件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇）

○建設経済常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第52号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第52号議案令和元年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入歳出決算総額627万7,000円となっています。簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は6区域です。現在、給水人口は197人で、前年度末から7人減少し、年間総配水量は3万2,706立米で前年度末から7,261立米減少しています。また水道使用料は定額制で月額1,890円でしたが、消費税率の引上げにより令和元年10月から月額1,925円に変更されています。

歳出の主なものとしましては、水道窓口業務委託料及び水質検査に係る手数料です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべき

ものと決しました。

次に、第56号議案令和元年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額44万2,000円となっています。本会計は烏集院工業団地内の市有地部分の管理及び調整池からの放流水や下流域の井戸水の水質検査が主な事業です。

令和元年度は、歳入については、一般会計繰入金21万2,000円、前年度繰越金15万3,000円、また小石原川ダム作業員用の駐車場として貸出したため、7万5,000円の使用料収入がありました。歳出については、水質検査委託料、草刈り及び清掃管理業務委託料です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第57号議案令和元年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は1億4,726万3,000円で、キリンビール工場からの水道料金が主なものです。支出は1億1,498万円で職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、ダム使用权に係る無形固定資産減価償却費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は1億787万円で令和元年度に施工した工業用水管布設工事に要した費用に係るキリンビールからの負担金です。支出は2億1,574万3,000円で工業用水管布設工事が主なものです。当年度の未処分利益剰余金1億1,073万6,000円については、当年度純利益分の2,247万6,000円を建設改良積立金として、建設改良積立金取崩し分の8,826万円を組入資本金として処分するものです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は5億1,862万2,000円になりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第58号議案令和元年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は6億2,072万9,000円で、営業収益、営業外収益では、水道料金、長期前受金戻入が主なものです。

また、特別利益は1,359万5,000円となっています。

支出は4億9,190万9,000円で、営業費用、営業外費用では職員の人件費、福岡県南広域水道企業団への負担金や受水費、水道メーター交換、水道台帳のデータ更新、杷木浄水場維持管理費及び減価償却費などで、施設の維持管理に係る経費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は6,918万2,000円で、旧杷木分の企業債の元金負担金、旧甘木分の企業債償還金の元金補助など一般会計からの繰入金が主なものです。支出は1億8,895万7,000円で配水管布設及び災害復旧工事費、企業債の元金償還などです。

この結果、資本金収入額が資本的支出額に不足する1億1,977万5,000円は、過年度分損

益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しています。当年度純利益は1億850万6,000円となり、同額が未処分利益剰余金となり、全額を建設改良積立金として処分するものです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は15億1,683万4,000円となりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第59号議案令和元年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は22億4,233万2,000円で、下水道使用料、長期前受金戻入、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は19億8,700万2,000円で、職員の人件費、処理場やマンホールポンプ場、市設置型浄化槽などの維持管理委託料や修繕費、下水道窓口業務委託料、減価償却費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は11億227万7,000円で、下水道事業債、下水道工事に伴う受益者負担金、国からの交付金及び一般会計からの繰入金が主なものです。支出は18億3,304万3,000円で、人件費、下水道工事請負費などです。

なお、令和元年度の下水道工事实績は、流域関連公共下水道事業では、下水管布設を5,082メートル、21.22ヘクタール、朝倉処理区特定環境保全公共下水道事業では、三奈木の下水道管布設を1,955メートル、9.19ヘクタール整備しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7億3,076万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金で補填しています。当年度純利益は1億9,372万4,000円となり、前年度繰越利益剰余金はないため、同額が未処分利益剰余金となり、全額を減債積立金として処分しました。また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は2億4,287万円となりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第69号議案財産の処分についてです。

これは林田工業団地内に企業から進出の申出があり、工業団地造成から27年ぶりに財産を処分するものです。相手方の企業は、平成28年より柿を中心とする農作物の輸出事業を開始され、東南アジア向けの販売が堅調に推移しており、現在使用している選果場が手狭になり、将来の規模拡大を見据えて林田工業団地へ進出するものです。処分面積は7,718.73平米、処分価格は5,403万1,000円です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 皆様にちよっとお諮りします。もうすぐ12時になりますが、建設経済の議決までしたところで休みとしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「決算まで」と呼ぶ者あり）決算までですか。（発言する者あり）決算までよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

なら、決算まで続けたいと思います。

それでは、第52号議案令和元年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第56号議案令和元年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第57号議案令和元年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員

長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第58号議案令和元年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第59号議案令和元年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第69号議案財産の処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第50号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 鹿毛哲也君登壇)

○決算審査特別委員長(鹿毛哲也君) ただいま議題となりました第50号議案令和元年度

朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和元年度の一般会計の決算は、歳入総額412億1,187万3,000円、歳出総額396億6,929万7,000円と歳入歳出ともに前年度を上回る過去最大の決算規模となっておりますが、実質収支は9億8,565万1,000円の黒字決算となっております。

歳入では、地方交付税等において合併算定替えの縮減等の影響や、災害関連経費等の減少により大幅な減となりましたが、ふるさと応援寄附金の大幅な増加や個人・法人市民税等が増加したこと及び基金繰入を行ったことで、平成30年度と比較し2億6,243万8,000円の増となりました。

歳出では、ふるさと応援寄附金事業の返礼経費や基金積立、災害予測支援システム構築事業、久喜宮地域防災拠点施設整備、幼保無償化、公債費の繰上償還等を行ったことで、平成30年度と比較し10億1,097万2,000円の増となりました。

本件につきましては、議長を除く全議員で、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかといった観点から鋭意審査を行い、活発な質疑応答がなされました。

特に、今後の朝倉市の課題として、有害鳥獣問題では、山間部だけでなく都市部にまで出没し、被害や危険性等が懸念される中、捕獲員の高齢化等、様々な問題もあるため、今後は捕獲員の確保や広域的な対策が必要であること、また地域環境整備事業補助金では、高齢化や過疎化等により地域住民の自助、共助のもとに行っていた地域環境の整備が困難になってきていること、さらに、災害復旧事業等による総体的な事業費抑制の影響もあり、地域の要望が多岐にわたっていることなどから、補助基準の見直しなどに取り組むべきであることを確認しました。

税等の滞納対策では、貴重な財源確保と税負担の公平性の維持のため、現年度収納率の向上、国税徴収法に基づく滞納処分の強化、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談事業の3点を重点項目として取り組んでいるとのことでした。

また、市の厳しい財政状況の健全化を保つためには特別交付税が重要になってくるが、平成29年7月九州北部豪雨から特別交付税が年々減少しているため、国等に実情を説明し、理解をいただき少しでも多く交付していただけるよう働きかけること、被災者のためにも市の財政のためにも災害復旧を一日も早く終わらせること、ふるさと応援寄附金額の維持など、できることをやっていくとのことでした。

本委員会としましては、令和2年度での普通交付税の合併優遇措置の終了や、新型コロナウイルス感染症の影響による市税等への影響が心配される中であっても、災害復旧・復興、地方創生、人口減少対策など取り組むべき事業は多数あると考えます。

災害復旧・復興等に必要な財源となる特別交付税等、財源の確保を重要な課題としなが

ら、事業の優先性などを考慮するなど、これまで以上に行政改革や行政評価による事業の取捨選択を行い、行財政運営に努めていただくことを確認し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第50号議案令和元年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。午後1時10分より再開いたします。

午後零時10分休憩

午後1時10分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務文教常任委員会に付託していた2請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました2請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

審査に当たっては、執行部の出席を求め、本件に関して、全国都市教育長協議会などの状況について説明を受けました。

執行部によりますと、本年、新型コロナウイルス感染症対策のため、理事による書面表決により行われた第72回全国都市教育長協議会定期総会において、義務教育制度の根幹を

維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期すること、少人数学級や障がいの多様化、教員の長時間勤務の改善に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することなどが決議され、「令和3年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情」が提出されており、同様に、福岡県市町村教育委員会連絡協議会においても、「令和2年度福岡県教育施策及び予算についての提言」を参考としながら、要望が取りまとめられているところであるとのこと。

執行部としても、きめ細かな指導の充実を図り、子どもたちの基礎学力の向上と併せ、教育の機会均等と教育水準の維持、向上を図る観点から、本請願書の内容については賛同できるとのことです。

本委員会としましては、新型コロナウイルス感染症により世の中が大きく変わろうとしているが、教育は国の根幹をなすものであり、教職員は非常に厳しい局面を迎え、人手が足りないという現場の声も聞いており、手厚い支援が必要と考えることから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、2請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、2請願第1号は採択することに決しました。

次に、第60号議案の審議を行います。

それでは、第60号議案令和2年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第73号議案の審議を行います。

それでは、第73号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第74号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから、第77号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの4件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第74号議案から第77号議案までの4件を一括して採決いたします。第74号議案から第77号議案までの4件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第74号議案から第77号議案までの4件については原案のとおり全て同意されました。

次に、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号政治空白のない行政課題解決に向けた取り組みに関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とし、討論いたします。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時21分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、総務文教常任委員会から意見書案1件が提出されました。これを上程し、意見書案第4号について、総務文教常任委員長の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） それでは、意見書案第4号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど、本会議で採択されました、2請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第です。何とぞ御賛同賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後1時23分休憩

午後1時24分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第4号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第4号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第4号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第6回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時28分閉会